

審査基準

基準の名称	職業訓練指導員免許の交付基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許認可等・処分の概要
職業能力開発促進法	28-1	職業訓練指導員免許の交付
基準の 内 容		
1 次の（１）から（３）までのいずれかに該当する者であること。 （１）指導員訓練のうち労働省令で定める訓練課程を修了した者。（同法施行規則第３８条各項、旧法による修了者を含む） （２）第３０条第１項の職業訓練指導員試験に合格した者（旧法による合格者を含む） （３）職業訓練指導員の業務に関して前記（１）、（２）に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる次のいずれかに該当する者 ① 同法施行規則第３９条 ② 同法施行規則附則第９条第１項 ③ 職業能力開発促進法施行規則に基づく職業訓練指導員免許を受けることができる者を定める告示（昭和４４年１０月１日労働省告示第３８号） この場合において「免許職種に関する学科（課程を含む。）」とは学科名、課程名のいかんにかかわらず、履修した専攻科目及び実習の内容が、規則別表第１１の学科試験の科目の欄の関連学科を示す範囲のもの及び実技試験の科目の欄に掲げる科目とし、また「免許職種に関する実務の経験」とは、規則別表第１１の実技試験の科目の欄に示す実務の経験をいい、実務は現場における作業のみならず管理監督、訓練及び研究の業務を含めるものとする。 また、その経験年数は、該当する期間をすべて通算してさしつかえないこと。 2 次のいずれにも該当しない者であること。（同法第２８条第５項） （１）心身の故障により職業訓練の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの （２）禁錮以上の刑に処せられた者 （３）職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から２年を経過しない者 3 申請書に次に掲げる申請資格を証明する書類及び免許交付手数料（徳島県収入証紙で２,３００円）を添付していること。（徳島県商工労働関係手数料条例第二条別表第一） （１）指導員訓練のうち長期課程又は専門課程を修了した者 ・・・修了証書（写）又は卒業証書（写）及び履修を証する書面（写） （２）職業訓練指導員試験合格者 ・・・合格証書（写） （３）免許職種に関する学科を修めた者で、工業、工業実習、農業、農業実習、水産、水産実習、商業、商業実習、家庭又は家庭実習の教科についての高等学校の教員の普通免許状を有する者 ・・・教諭免許（写）、履修を証する書面（写） （４）厚生労働大臣が指定する講習を修了した者 ① 技能検定１級又は単一等級合格者 ・・・技能検定合格証書（写）及び講習修了証書（写） ② 規則附則第９条第１項に該当する者 ・・・履修を証する書面（写）、実務経験を証する書面（写）及び講習修了証書（写）		